

— 会 告 —

核医学専門技術者単位申告について

学 会 長 福喜多 博 義
担当理事 荒 井 孝

日本核医学技術学会では、核医学専門技術者としての資質の向上と維持をはかることを目的として「核医学専門技術者認定制度」を設けています。この制度は本会独自の基準により核医学専門技術者としての知識・技術の達成度を評価し、認定することを目的としております。核医学は進歩発展が早く、新しい技術や方法の登場が多い分野であり、核医学技術者は日頃の知識、技術の修得と研鑽が要求されます。この制度の主旨をご理解いただき、多数の会員が単位認定の申告手続きをされるよう希望します。

本規定に基づく単位認定を希望される方は、下記の要領に従い申告手続きを行って下さい。また、3年毎の業績評価時期に当たっている核医学専門技術者の方も、業績評価の申請を行って下さい。

なお、日本核医学専門技師認定の申し込みは日本核医学専門技師認定機構が窓口になりますのでお間違えのないように申請して下さい。

単位認定の申告手続き

*申告資格

①新規申告

初めて申告される方は、次の項目を全て満たしていること。

- (1) 本会における会員歴3年以上を有し、当該年度までの会費を完納していること。
- (2) 核医学技術者として5年以上の経験を有すること。
- (3) 認定事項が500単位を満たしていると推定されること。

②業績評価

平成16年1月に申告を行っている方は、平成16年1月～18年12月までの3年間の認定事項を業績評価として申請してください（提出書類は事務局より送付します）。

- (1) 核医学専門技術者の認定証書を受けた後は、3年毎に業績評価を行う。
- (2) 業績評価の基準は3年間で100単位以上の取得とする。
- (3) 業績評価の期間中に1,000単位を超えても、3年間を経過しないと次の業績評価を受けることはできない。

(4) 認定単位が1,000単位以上に達した方は、以後の単位申告が免除されます。

*** 認定証の発行**

所定の単位を取得された方に認定証書または認定証を発行します。

*** 申告方法**

平成18年12月31日までの認定事項を申告する。

ただし、申告できる認定期間は

- (1) 初めて申告される方は、平成9年からの業績等を認定事項として申告できる。
- (2) 平成16年に申告を行っている方は、平成16年～平成18年の3年間の認定事項を業績評価として受けられる。
- (3) 提出書類はコピーして各年毎に分けて記載すること。
- (4) 提出書類の必要な方は、本会事務局へ請求して下さい。

*** 提出書類**

- (1) 核医学専門技術者単位認定申告書（提出書類1）
- (2) 単位申告書（Ⅰ）、（Ⅱ）（提出書類2、3）
- (3) 業績評価は前回の単位認定通知票のコピー（提出書類4）
- (4) 認定手数料1,000円（郵便定額小為替にて）
- (5) 参加証明書、掲載論文等のコピーが必要です。

*** 単位の計算法**

別表に単位の内訳を示します。

*** 申告締切**

平成19年1月31日必着（簡易書留で送付すること）

*** 送付先**

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目18番19号
アスベック天満橋403号
日本核医学技術学会 事務局
TEL/FAX 06-6357-0978